

# 第1章 はじめに

## 1 本調査研究の意義

令和7年版犯罪白書によると、最近30年間における交通事故（道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、人身事故に限る。以下この項について同じ。）の発生件数及び負傷者数は、平成16年をピーク（それぞれ95万2,720件、118万3,617人）に減少傾向にあり、令和6年はそれぞれ29万895件、34万4,395人であった。死亡者数も、平成4年（1万1,452人）をピークに減少傾向にあり、令和6年は2,663人であった。このように、交通事故の発生件数等は大きく減少しているものの、危険運転致死傷の検挙人員は、平成26年以降増加傾向にあるほか、飲酒運転・無免許運転も後を絶たず、送致事件の中で大きな割合を占めており、これらの悪質な交通犯罪への対策が求められている。

また、令和6年における交通犯罪による再入者のうち、前刑罪名も交通犯罪である者は3割を超えており、交通関係の同種犯罪を繰り返す者は少なくない状況にある。

さらに、高齢運転者による悲惨な死亡事故の発生や、これまでの交通犯罪とは異なる犯罪形態である「あおり運転」の発生を受けて、令和2年6月、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により、高齢運転者対策の充実・強化が図られるとともに、妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則が創設された。しかし、今もなお、これらの犯罪が続発し、社会問題となっている。

また、「はしがき」で記載のとおり、第11次交通安全基本計画に基づく施策として、「交通事故被收容者に対する教育活動等の充実」、「交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」等が掲げられているほか、第二次再犯防止推進計画においても、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進することとされており、交通犯罪者の実態について明らかにする必要がある。しかし、法務総合研究所においては、研究部紀要36「交通犯罪受刑者の実態と意識に関する研究（第1報告）」（進藤ら、1993）及び研究部紀要37「交通犯罪受刑者の実態と意識に関する研究（第2報告）」（進藤ら、1994）以降、交通犯罪そのものを正面から取り上げたものはない。

そこで、法務総合研究所では、交通犯罪者の再犯防止策及び被害者支援策の検討のための基礎資料の提供を目的とし、本調査報告により、交通犯罪者特有の問題点を把握するため、交通犯罪による受刑者を対象とした質問紙調査（以下「特別調査」という。）を行い、交通犯罪者の基本的属性、今回の受刑に係る交通犯罪当時の状況や今後の運転に対する考え等について詳細に調べるとともに、これらを罪名別、年齢層別、飲酒運転・薬物使用下での運転経験の有無別及びあおり運転経験の有無別により分析し、交通犯罪者の特性や交通安全意識を明らかにした。

さらに、刑事施設及び保護観察所における交通犯罪者の処遇状況や、被害者等を支援する民間団体による交通犯罪被害者等に対する支援状況について調査し、その結果を整理してまとめた。

## 2 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第2章では、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法の三つに着目し、近年の交通関係法令の動向について紹介する。

第3章では、各種統計資料に基づき、刑事司法の各段階における交通犯罪の動向等について紹介する。

第4章では、交通犯罪による受刑者を対象として行った特別調査の結果を示し、その分析により得られた知見を示す。

第5章では、刑事施設及び保護観察所における交通犯罪者の処遇の実情や、交通犯罪被害者等を支援する民間団体の取組等について、調査した結果を紹介する。

第6章では、第4章及び第5章で明らかになった調査結果等を踏まえ、交通犯罪者の再犯防止策及び被害者支援策の検討に資する知見を示す。